

指定調査機関に対する公正な調査の確保に係る通知について



環境省は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関への立入検査において、土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれが認められる行為が明らかになったため、再発防止を図るための留意事項等について11月16日付けで、すべての指定調査機関に通知しました。

今回の事案で特に問題となったのは、指定調査機関が行った土壤汚染調査に係る報告書において、①1回目の試料採取において基準超過した項目の分析結果と、②その分析において基準超過した項目について再度試料採取した上で行った再分析の結果を混在させ、すべて基準適合した分析結果として記載していましたが、その経緯及び理由等の記載がなかったことです。

今回の事案を踏まえ、環境省が各指定調査機関に通知した留意事項の概要は以下の通りです。

- (1) 土壤汚染調査における試料採取及びその分析は、合理的な理由なく、複数回行わないこと。また、複数回行った場合には、その理由を報告書に記載すること。
- (2) 分析を含む土壤汚染調査の一部を他社に行わせた場合には、当該作業内容、事業者の名称及び所在地を報告書に記載すること。
- (3) 土壤汚染調査における試料採取及び分析結果について、指定調査機関内の複数の者のチェックを受けるなどの体制になっていること。

当社では、土壤汚染調査や土壤の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2010年11月16日付 環境省ホームページ

土壤環境箇所 明石康伸